

いつでも安心保育支援金

広島県では、認可保育所等が全て入所待ちとなり、やむを得ず認可外保育施設を利用する保護者の経済的負担を軽減することを目的に、本支援金制度を行っています。

本支援金について

下記の対象条件（1～5）全てに当てはまる方へ、**入所待ちとなった認可保育所等への入所後に**、認可外保育施設の利用料と認可保育所等の保育料との差額を助成します。

対象条件

※1～5
全てに
当てはまる方

- 1 認可保育所等の入所申込み（※）をしており、その全てが入所待ちとなったこと。
 ※ **本制度の入所申込みとは、園の空き状況にかかわらず、通える範囲内の園は全て申込みをすることです。（目安申込み園数：6園）**
 ※ 送迎ができないなどの状況により、申込み園数が6園を下回る場合、その理由を、本支援金申請書の裏面に記載してください。
 ※ 通える範囲内の園を全て申込みしていない場合、全てを申込みした後、その申込みが反映された月から対象となります。
- 2 市町等に届け出がされている認可外保育施設を月額利用したこと。
 ※ 認可外保育施設を一時預かりで利用する場合、週5日もしくは月160時間以上継続利用したことが必要です。
- 3 居住地の市町において保育必要認定を受けた住民税課税世帯の0歳から2歳児（年度途中で満3歳になった場合を含む。）の保護者であること。
- 4 令和3年4月1日までの対象期間内に、入所待ちとなった認可保育所等のいずれかに入所が決定したこと。
 ※ ただし、最初に決定した認可保育所等への入所を断った場合や、入所待ちのまま、幼児教育・保育無償化の対象となった場合は、その時点で対象外です。
 ※ 本支援金は令和2年度限りの事業となっており、令和3年度の実施は未定です。令和3年度も引き続き実施する場合、対象条件が継続している方は、引き続き対象となります。
- 5 認可外保育施設の利用にあたり、他（国・自治体等）からの助成を受けていないこと。

申請可能期間

- ① 入所待ちの通知が届いた日
 ② 認可外保育施設の利用開始日 } ①・②のどちらか遅い日から**30日以内**に支援金対象申請書を提出してください。

【重要】 認可保育所等の入所決定後はいかなる理由があっても申請を受け付けませんので、ご注意ください。

対象期間

入所待ちの通知が届いた日又は認可外保育施設の利用開始日のどちらか遅い日から認可保育所等への入所までの期間です。

ただし、ひと月未満は切り捨てます。

※ 月途中で利用開始または終了した場合、その月については対象外です。



詳細・
お問い合わせ

広島県の
元気いっぱい
キャラクター
「イクちゃん」

広島県 健康福祉局 安心保育推進課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

☎ 082-513-3179（8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始を除く）

✉ fuhoiku@pref.hiroshima.lg.jp



いつでも安心保育支援金

検索

支援金の算定

県が支給対象決定した月からの認可外保育施設の利用料と、入所が決定した時点の認可保育所等の保育料との差額を支給します。

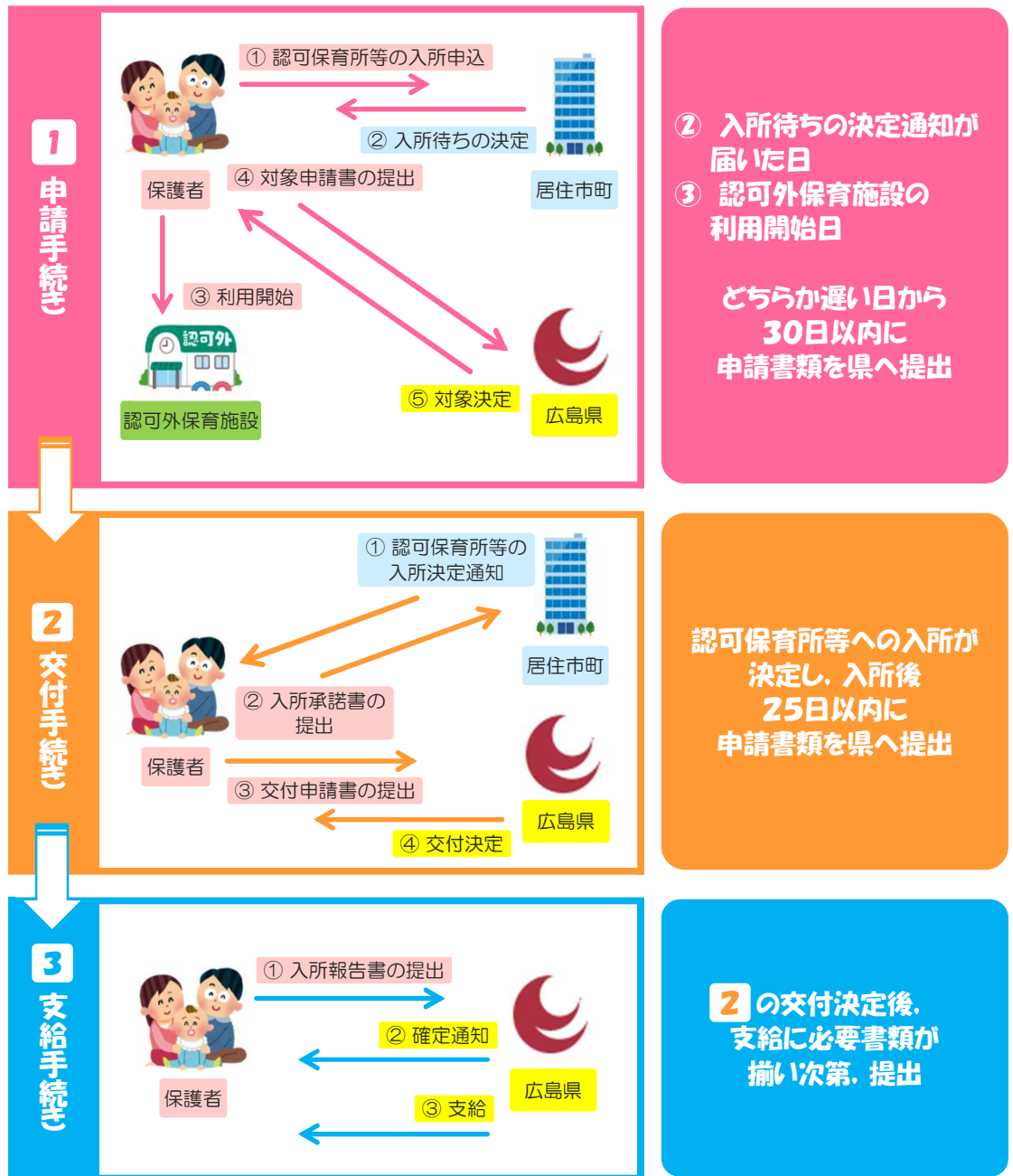
※ 認可外保育施設の利用料は、基本料と保険料のみです。

その他実費（入園料・給食代・おやつ代・英会話代等）は算定対象外です。

また、**認可外保育施設の利用料は、月額42,000円を算定上限**とします。

【例】 利用料50,000円の認可外保育施設を6月（6ヶ月）利用した乳幼児（2歳児）の、認可保育料が32,000円だった場合の支援金
(42,000円※ - 32,000円) × 6月 = 60,000円

※ 認可外保育施設利用料（50,000円）が、算定上限42,000円を超えているため。



支給までの流れ

※各手続きに必要な書類は県HPをご確認ください。

【重要】令和3年4月1日の認可保育所等への入所が決定した場合、2の交付手続き、3の支給手続きの提出期限が異なります。期限は別途お知らせします。

広島県ホームページに、手続きの流れや必要な書類等の詳細を掲載しています。必ずご確認ください。

いつでも安心保育支援金

検索

